

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	前橋地方務局渋川出張所（23）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	群馬県	
工事場所(市区町村)	渋川市石原字諏訪ノ木1099番1	
工事概要	敷地面積 1,513㎡ 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄骨造 地上2階 建築面積：408㎡ 延べ面積：683㎡ 用 途：庁舎 工事種目：外壁改修、防水改修、内装改修、塗装改修、電気設備改修、機械設備改修	
担当事務所	長野営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	令和5年2月28日 / 令和5年3月14日 / 令和5年4月17日	
工 期	工事の始期から153日間 (余裕期間：ただし、令和5年6月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること)	
入札契約方式/落札方式	公募型指名競争入札/総合評価落札方式（実績評価型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	建築工事 D等級 または C等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

	<p>企業の施工実績等</p>	<p>平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（ア） 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の外壁改修工事又は屋上防水改修工事（屋上以外の防水改修工事は実績として認めない）を含む工事</p> <p>（イ） 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（躯体、外装、内装のすべてを含む。）の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
--	-----------------	--

「前橋地方法務局渋川出張所(23)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、前橋地方法務局渋川出張所（群馬県渋川市石原字諏訪ノ木1099番1）において、平成24年の豪雨による室内への漏水報告があり、応急処置を実施したが、その後の台風でも事務室内に漏水しているため外壁改修、防水改修を行うとともに、これらの改修に伴う内装改修、塗装改修を併せて行うものです。

(1)主な工事内容

- ・外壁改修 金属サイディング重ね張り改修
- ・防水改修 バルコニー及び室外機置場の防水改修
建具廻りのシーリング改修
アルミ笠木の改修
- ・内装改修 天井仕上げ改修
- ・塗装改修 外部鋼製建具の塗り替え
- ・電気設備改修 建築改修に伴う電気設備改修
- ・機械設備改修 建築改修に伴う機械設備改修

(2)施工時期、施工条件

- ・外周全面に足場設置を想定
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間等については「仮設計画図（参考図）」（K-1図）、作業時間については現場説明書を参照

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

(4)工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

- ・本工事は発注者が週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・工事の始期を令和5年6月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。